



# 源泉徴収税額の納付届出書

年 月 日提出  税務署長 殿	住所 (又は居所)	
	(フリガナ)	
	氏名	電話 ( )
	個人番号	: : :   : : :   : : :   : : :

\_\_\_\_\_年分所得税（及び復興特別所得税）の確定申告、更正又は決定に係る所得税法第122条第1項第2号、第123条第2項第7号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第2項第1号に規定する源泉徴収税額のうち、まだ源泉徴収されていなかったものについて、次のとおり源泉徴収されましたので届け出ます。

区分	金額	給与等が支給された日	支給者の住所(又は所在地)及び氏名(又は名称)
① 源泉徴収されていなかった所得税（及び復興特別所得税）の額	円		
② 源泉徴収された所得税（及び復興特別所得税）の額	円	( 年 月 日)	
		( 年 月 日)	
		( 年 月 日)	
		( 年 月 日)	
		( 年 月 日)	
③ 差引額 (①-②)	円		

還付される所得税（及び復興特別所得税）の額は、次の方法で受け取ります。

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

\_\_\_\_\_ 預金 口座番号 \_\_\_\_\_

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

貯金口座の記号番号 \_\_\_\_\_

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合

郵便局名等 \_\_\_\_\_

(注) 1 給与等が支給された後に所得税（及び復興特別所得税）が徴収された場合には、その徴収された日を「給与等が支給された日」欄の上部のくっこ内に記載してください。

2 ※印の箇所は記載しないでください。

※税務署整理欄	番号確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )
	身元確認	
	<input type="checkbox"/> 済	: : :   : : :   : : :   : : :
	<input type="checkbox"/> 未済	

## 「源泉徴収税額の納付届出書」の書き方

### ①「源泉徴収されていなかった所得税（及び復興特別所得税）の額」欄

〔金額〕欄

所得税（及び復興特別所得税）の申告書第一表「その他」欄の「未納付の源泉徴収税額」欄に記載した金額を記載してください。

なお、未納付の源泉所得税額の一部について、すでに「源泉徴収税額の納付届出書」を提出している場合には、その金額を差し引いた金額を記載してください。

### ②「源泉徴収された所得税（及び復興特別所得税）の額」欄

支給者及び支給日別に記載してください。

なお、件数が多いときは、別途、適宜の用紙に記載してください。

〔金額〕欄

源泉徴収税額を記載してください。

〔給与等が支給された日〕欄

給与等の支給を受けた日を記載してください。

なお、給与等の支給を受けた後に源泉徴収された場合には、その源泉徴収された日をおかき内に記載してください。

〔支給者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）〕欄

給与等の支給者の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載してください。

### ③「差引額」欄

〔金額〕欄

①から②を差し引いた金額を記載してください。

### ◎還付金の受取口座について

- ・ 還付金の振込みを希望する預貯金口座は、届出者ご本人の氏名のみのお口座をご利用ください。預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合や名義が旧姓である場合は、振込みできないことがあります。
- ・ インターネット上にのみ存在する銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

### ◎届出書の控えを保管される場合について

届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。